

「口座が動かせない」になる前に ―元氣なうちの備え 早見シート

口座が動かせなくなるのは亡くなったときだけではなくありません。認知症などで判断能力が低下すると、ご本人の口座からの出金や定期の解約が難しくなることがあります。下の備えは、いずれもご本人が元氣なうちにしか選べません。どれが合うかはご家庭の財産構成によります。

方法	どんな仕組み	向いている場合の例	主な相談先
代理人カード・代理人届	家族がご本人の口座から出金できるよう銀行に届け出る。銀行ごとに手続き・範囲が異なる	まず手軽に始めたい。預金を中心	各金融機関の窓口
任意後見契約	将来の後見人をご本人が選び、公正証書で契約。判断能力低下後、家庭裁判所が監督人を選任して発効	任せる相手を自分で決めておきたい	公証役場(契約書の作成)／行政書士・司法書士・弁護士
家族信託(民事信託)	財産の管理・処分を家族に託す契約。不動産や賃貸物件の管理にも対応できる	実家・アパートなど不動産がある	司法書士・弁護士・行政書士(契約の設計が必要)
(参考)法定後見	判断能力が低下した後に使える公的制度。家庭裁判所が後見人を選任	すでに判断能力の低下が進んでいる	市区町村の中核機関・家庭裁判所

まず今日できる確認(ご家族で)

☐ ご本人の口座がどの銀行・支店にあるか、ご家族が言えるか
☐ 定期預金・貸金庫の有無を把握しているか
☐ 年金の受取口座と、施設・医療費の支払い口座がどれか分かるか

- ・金融機関によっては、家族による手続きの相談窓口(家族サポート等の名称)を設けている場合があります。まずお取引のある銀行にご確認ください。
- ・財産を「どう残すか」(遺言)はまた別の備えです。こちらも元氣なうちにしか作れません。作成前の相談は公証役場(公正証書遺言)・法務局(自筆証書遺言書保管制度)で無料でできます。